

令和5年6月28日

第1回愛媛地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を下記1から3のとおり開催します。
傍聴を希望される方は下記5の申込要領によりお申込みください。

記

1 開催日時

令和5年7月6日(木) 午前10時30分から

2 開催場所

松山労働総合庁舎 3階大会議室 (松山市六軒家町3-27)

3 議 題

- (1) 会長及び会長代理の選任について
- (2) 運営申し合わせ事項の確認について
- (3) 愛媛県最低賃金の改正について
- (4) 特定最低賃金改正の必要性に係る審議について
- (5) 審議会開催スケジュールについて
- (6) その他

4 傍聴定員

6名

5 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を記載し、審議会等の開催日、傍聴希望者ごとに住所、氏名、電話番号及び所属(勤務先等)を御記入の上、ご持参もしくは郵送にて次の宛先までお申込みください。
なお、申込締切日は、**令和5年7月5日(水)午後5時(必着)**です。

宛先： 〒790-8538

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階
愛媛労働局労働基準部賃金室 宛

- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い定員になり次第終了します。

傍聴できない方には、**令和5年7月5日(水)午後5時30分**までに
審議会事務局から電話によりその旨を連絡いたします。
傍聴できる方には、特段の連絡はいたしません。

- (3) 傍聴される方は、当日、審議会の開始5分前までにお越しいただき、受付を済ませて
ください。審議会等の開始後の入場はできませんので御注意ください。

なお、事前に申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが分かるものを御持参ください。

6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別紙「留意事項」を厳守してください。

- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申込みの際にお書き添えください。

また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名、住所も併せてお書き添えください。

<<問合せ先>>愛媛労働局労働基準部賃金室

089-935-5205

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指示した傍聴席に着席してください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 傍聴される方は、審議会等で意見を申し出ることはできません。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用はご遠慮ください。
- 7 銃刀類その他の危険なもの又はプラカードその他の審議会等の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 8 会場では、写真機・ビデオカメラ等での撮影や、録音機等で録音することはできません。
- 9 会場では、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 10 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- 11 その他、審議会等の長及び愛媛地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従ってください。

なお、これらの事項に反する行為を行う場合には、注意を喚起し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。

愛媛地方最低賃金審議会